

産業消防常任委員会会議記録

日 時 令和4年12月15日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前11時14分 散会

付託事件

議案第81号、議案第84号、議案第91号、議案第95号中第1表中歳出中第6款中産業消防委員会所管分及び第9款並びに第2表債務負担行為補正中産業消防委員会所管分、議案第96号、議案第97号、議案第100号中別表中歳出中第5款、第6款中産業消防委員会所管分、第7款及び第9款、議案第102号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 81号 水戸市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- ② 議案第 84号 指定管理者の指定について（水戸市五軒町立体駐車場）
- ③ 議案第 91号 水戸市消防本部南消防署移転改築工事請負契約の変更について
- ④ 議案第 95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第1表中歳出中第6款（農林水産業費）中産業消防委員会所管分及び第9款（消防費）並びに第2表債務負担行為補正中産業消防委員会所管分
- ⑤ 議案第 96号 令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）
- ⑥ 議案第 97号 令和4年度水戸市駐車場事業会計補正予算（第1号）
- ⑦ 議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中別表中歳出中第5款（労働費）、第6款（農林水産業費）中産業消防委員会所管分、第7款（商工費）及び第9款（消防費）
- ⑧ 議案第102号 令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第2号）

2 出席委員（6名）

委員長	飯田正美君	副委員長	後藤通子君
委員	渡辺政明君	委員	内藤丈男君
委員	五十嵐博君	委員	安藏栄君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長 田尻 充 君

産業経済部長 長谷川 昌 人 君 産業経済部参 川崎 幹 男 君

産業経済部 参事兼 観光課長	小林一仁君	商工課長	楢崎芳明君
農政課長	後藤俊之君	農業環境整備 課長	三村隆君
農産振興課長	永盛光郎君	公設地方 卸売市場長	宮田正一君
消防局長	大内康弘君	消防次長	勝村俊則君
消防局参事	箕輪重美君	北消防署長	石田宏一君
南消防署長	猿田純夫君	消防総務課長	大信成人君
火災予防課長	河原井豊君	消防救助課長	高畠和巳君
救急課長	栗原政人君		
農業委員会 事務局長	横山英雄君	農業委員会 事務局次長	吉川正浩君

6 事務局職員出席者

書記	大内しおり君	書記	堀江良君
----	--------	----	------

午前10時 0分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業消防委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(1)のとおり、議案第81号ほか7件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日はまず、執行部に提出議案の説明を求め、次に質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りします。この際、当委員会に付託となっております議案第81号ほか7件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

それでは、これより執行部から提出議案の説明を願います。

なお、11月24日の当委員会で請求しました資料につきましては、本日、執行部から提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明願います。

初めに、議案第81号 水戸市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部より説明願います。

大信消防総務課長。

○大信消防総務課長 それでは、恐れ入ります、議案書①の15ページをお開き願います。

市議会議案第81号 水戸市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、消防総務課提出に基づきまして御説明いたします。

まず、資料の1ページのほうを御覧ください。

1の改正理由につきましては、南消防署の移転改築に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、ページを返していただきまして、2ページの新旧対照表で御説明いたします。

改正内容といたしましては、第3条第2項の南消防署の位置を、現在の水戸市城南1丁目7番4号から水戸市元吉田町537番地の2に改めるものでございます。

次に、1ページのほうに戻っていただきまして、3の施行期日につきましては、公布の日から起算して4月を超えない範囲内にて規則で定める日とするものでございます。

なお、添付資料といたしまして、3ページに参照条文を、4ページから6ページに見取図、また、地番表示及び庁舎の配置図をおつけいたしましたので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、議案第84号 指定管理者の指定について（水戸市五軒町立体駐車場）について、執行部より説明願います。

楢崎商工課長。

○楢崎商工課長 それでは、議案書①、21ページをお開き願います。

市議会議案第84号 指定管理者の指定につきましては、現在、水戸芸術館の東側に建設中の令和5年4月から供用開始を予定しています市営駐車場につきましては、指定管理者を指定するものでございます。

1番目の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、水戸市五軒町立体駐車場でございます。

2の指定管理者となる団体につきましては、株式会社ジェイエスケイ。

3の指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、さきの当委員会におきまして請求のありました資料の内容も含めまして、選定の経緯等につきまして御説明をさせていただきます。

商工課提出資料の議案第84号参考資料①、水戸市五軒町立体駐車場における指定管理者の指定についての資料を御覧願います。

まず初めに、1の指定管理者導入に至る経緯についてでございますが、本市におきましては、行財政改革推進本部において決定した水戸市指定管理者制度の運用基本方針に基づきまして、本市の公の施設において、住民サービスの維持・向上及び管理運営経費の縮減が図られるものについては、指定管理制度を導入するとともに、指定管理者候補者の選定は、原則として公募により行うこととしていただいております。

これらに基づきまして、五軒町立体駐車場につきましては庁内の政策会議にて指定管理者制度を導入し、その候補者の選定につきましては公募とすることを決定したところでございます。

次に、2の公募手続につきましては、(1)の公募期間といたしまして、令和4年7月15日から9月14日までの2か月間、公募期間としてございました。

(2)の周知方法といたしましては、「広報みと」及び市ホームページへの掲載を行いまして、広く周知を図ったところでございます。

(3)の公募資料につきましては、公募要項及び管理業務仕様書でございまして、これらの資料は公募時に公開し、申請希望者には配付をしていたところでございます。

なお、公募要項及び仕様書につきましては、別紙資料といたしまして添付をさせていただいております。

次に、指定管理料の上限額につきましては、別紙資料②、公募要項の9ページを御覧いただきたいと存じます。

指定管理料につきましては、現在の市営駐車場の管理者である国際警備保障株式会社及び一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の2事業者から見積書を徴取いたしまして、初年度となる令和5年度の上限額を2,550万円と設定したところであり、この令和5年度の上限額を基準といたしまして、令和6年度、令和7年度の上限額について、人件費は茨城県の最低賃金の上昇率を参考に1年間で2%、物件費等は消費者物価指数の上昇率を参考に1年間で1%の上昇をそれぞれ見込み、算出いたしまして、3年間合計の上限額を7,740万円としたところでございます。

なお、応募の事業者にはこの上限額の範囲内で管理経費の提案をいただくこととなっております。

続きまして、また、資料①に戻っていただきまして、4番目の指定管理者候補者の審査結果でございますが、申請団体につきましては、株式会社ジェイエスケイ、サンエス警備保障株式会社、国際&アビック共同事業体、一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の4団体でございます。

指定管理者候補者選定委員会におきまして、水戸市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に基づき作成いたしました指定管理者選定評価基準によりまして審査を行い、最も高かった株式会社ジェイエスケイを指定管理者の候補者として選定したものでございます。

なお、審査を行う指定管理者候補者選定委員会につきましては、水戸市公の施設の指定管理者候補者選定委員会規程に基づき設置するものでございまして、委員長は主管の副市長、副委員長は他の副市長を充てまして、委員は、市長公室長、総務部長、財務部長及び施設の所管部長、今回の件につきましては産業経済部長となりますが、こちらのメンバーで構成する委員会となっております。

続きまして、ページを返していただきまして、審査項目の内容につきましては、別紙資料、またちょっと資料②のほうを御参照いただきたいんですが、別紙資料②の公募要項10ページ、こちらA3の蛇腹折りの資料になりますが、こちらの指定管理者選定評価基準、こちらのほうを御覧いただきたいと存じます。

こちらの資料につきましては、指定管理者候補者選定委員会において決定した評価基準でありまして、選定基準の項目のほか、個別査定項目、各項目の配点を定めたものになります。

主なものについて御説明いたしますと、選定基準2の施設の効用を最大限に発揮の項目につきましては35点の配点でございまして、基本的な施設運営体制といたしまして、職員数等の体制、資格者等の配置、トラブルや苦情への対応などが適切な提案となっているか、現状サービスの維持・向上として、接遇の向上策、障害者や高齢者等に対する配慮策、建物等の保守点検などが適切に行われている提案となっているか、また、新たなサービス、事業といたしまして、自主事業や利用率を上げる取組などの提案が施設の効用を高める提案となっているかを評価するものでございます。

3番目の管理に係る経費の縮減の項目につきましては20点の配点でございまして、3年間の管理経費について、縮減がどの程度図られる提案になっているか、また、適切な経費計画になっているかを評価するものでございます。

4番目の管理を安定して行う能力の項目につきましては20点の配点でありまして、危機管理能力として、事故防止等の安全対策や事故発生等への対応について適切な措置が図られる提案となっているか、また、実績として、類似施設の管理実績はあるか、経営の安定性として、財務諸表のバランスは取れているかなどを評価するものでございます。

6番目の市長等が必要と認める要件の項目につきましては10点の配点でございまして、地域貢献として、市民雇用率についてどの程度高い提案となっているか、雇用者の賃金として、茨城県の最低賃金をどの程度超える提案となっているかなどを評価するものでございます。

続きまして、恐れ入りますが、資料①の2ページにお戻りいただきまして、中段(4)の審査項目、配点及び各団体の得点につきましては表に記載のとおりでございまして、先ほど御説明させていただいた選定基準の項目ごとに、申請事業者の提案内容を評価し、点数化いたしまして、株式会社ジェイエスケイが合計67点と、最も高い評価となったところでございます。

なお、参考といたしまして、2ページ下段に指定管理者候補者選定委員会規程の抜粋を、3ページ目には指定管理者の指定の手続等に関する条例の抜粋を記載しておりますので、御参照いただければと存じます。

説明につきましては以上でございます。

○飯田委員長 次に、議案第91号 水戸市消防本部南消防署移転改築工事請負契約の変更について、執行部より説明願います。

大信消防総務課長。

○大信消防総務課長 続きまして、議案書①の57ページをお開き願います。

市議会議案第91号 水戸市消防本部南消防署移転改築工事請負契約の変更について、消防総務課提出の資料により御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

本工事につきましては、令和2年12月22日に議決をいただきました工事請負契約の締結に係る請負契約額の変更について、お諮りをいただくものでございます。

資料1ページのうち、1の工事名、2の工事場所、3の工事概要、6の契約の相手方につきましては変更はございません。

5の工期につきましては、当初の工期は令和4年11月22日としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、部材の確保の困難な状況が続き、労働人員の確保に支障を来したという理由から、受注者との協議により、令和5年2月28日まで延長しております。

4の契約金額でございますが、現契約額1億3,850万円に452万2,100円を増額し、1億4,302万2,100円とするものでございます。

7の変更理由でございますが、賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）に基づく契約金額の変更請求があり、契約金額を増額するものでございます。

なお、対象となる工事は、水戸市発注の請負代金額130万円以上の工事で、基準日以降の残工事が2か月以上ある工事としており、基準日はスライドの請求があった日で、工事契約約款に基づき請求が行われております。

8の添付資料といたしまして、2ページに工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の適用について、3ページ以降に配置図、平面図、立面図を添付してございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、議案第95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第1表中歳出中第6款（農林水産業費）中産業消防委員会所管分及び第9款（消防費）並びに第2表債務負担行為補正中産業消防委員会所管分について、執行部より説明願います。

初めに、第6款農林水産業費、1項農業費、8目ふるさと農業推進費について、後藤農政課長。

○後藤農政課長 それでは、議案書①、65ページをお開き願います。

市議会議案95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中産業消防委員会所管分につきまして、御説明いたします。

内容につきましては、恐れ入りますが、議案書②、令和4年度補正予算に関する説明書の10、11ペー

ジをお開き願います。

6款農林水産業費，1項農業費につきましては，8目ふるさと農業推進費におきまして，電気料金の高騰に伴い，森林公園の電気料に不足が生じることから，森林公園管理経費を130万円増額するものでございます。

なお，森林公園の電気料につきましては，当初予算において605万円を措置しておりましたが，補正後におきましては，21.49%増の735万円となるものでございます。

6款農林水産業費の説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に，第9款消防費，1項消防費，1目常備消防費について，大信消防総務課長。

○大信消防総務課長 続きまして，議案書②，12ページ，13ページをお開き願います。

中段の，9款1項1目常備消防費につきましては，燃料及び光熱費の高騰に伴い，出動増加による救急車両への燃料供給不足，消防庁舎の電気料，燃料等に不足が生じることから，救急業務費を220万円，消防施設管理費を400万円，合計620万円を増額するものでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 次に，第2表債務負担行為補正中産業消防委員会所管分について，小林参事兼観光課長。

○小林産業経済部参事兼観光課長 それでは，市議会議案第95号につきましての御説明でございます。

議案書①，65ページのほうをお開き願います。

令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第2表債務負担行為補正中産業消防委員会所管分につきまして，御説明をいたします。

詳細につきましては，恐れ入りますが，議案書②の18ページ，19ページをお開き願います。上段になります。

水戸の桜まつりに係る債務負担につきましては，桜の開花が早まった場合に，来年3月の下旬からまつりを開催する必要がありますことから，今年度中に債務負担行為を設定するものでございます。

債務負担行為の設定額300万円の内訳といたしましては，千波湖畔桜のライトアップ事業の委託料265万円と水戸の桜まつりを主催します水戸観光コンベンション協会への補助金35万円でございます。

説明につきましては以上でございます。

○飯田委員長 次に，議案第96号 令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）について，執行部より説明願います。

宮田公設地方卸売市場長。

○宮田公設地方卸売市場長 議案書①の69ページをお開き願います。

市議会議案第96号 令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）につきまして，御説明いたします。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,800万円を追加し，9億9,800万円とするものでございます。

詳細につきましては，議案書②の令和4年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

24，25ページを御覧願います。

初めに、上段の歳入でございますが、4款1項1目繰越金につきましては、電気料金の高騰に伴い、5,800万円を増額するものでございます。

次に、下段の歳出でございますが、1款1項1目市場運営費につきましては、電気料金の高騰に伴い、公設地方卸売市場の電気使用料に不足が生じることから、市場運営経費を5,800万円増額するものでございます。

なお、公設地方卸売市場の電気使用料につきましては、当初予算において1億5,848万7,000円を措置しておりましたが、補正後においては、36.6%増の2億1,648万7,000円となるものでございます。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、議案第97号 令和4年度水戸市駐車場事業会計補正予算（第1号）について、執行部より説明願います。

検崎商工課長。

○検崎商工課長 それでは、議案書①、71ページを御覧願います。

市議会議案第97号 令和4年度水戸市駐車場事業会計補正予算（第1号）につきましては、第1条として、債務負担行為を設定するものであり、次ページ、72ページの別表、債務負担行為補正につきましては、議案書②の補正予算に関する説明書により御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書②、28、29ページをお開き願います。

水戸市五軒町立体駐車場につきましては、令和5年度から令和7年度までの指定管理者の指定を行うことに伴いまして、3年間の委託料の総額の限度額を7,180万円と定めるものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○飯田委員長 次に、議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中別表中歳出中第5款（労働費）、第6款（農林水産業費）中産業消防委員会所管分、第7款（商工費）及び第9款（消防費）について、執行部より説明願います。

初めに、第5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費について、検崎商工課長。

○検崎商工課長 それでは、続きまして、議案書④、15ページをお開き願います。

市議会議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中産業消防委員会所管分について、御説明いたします。

恐れ入りますが、詳細につきましては、議案書⑤、令和4年度補正予算に関する説明書の18、19ページをお開き願います。

初めに、下段の第5款労働費、1項1目労働諸費につきましては、20万6,000円減額するものでございます。

内訳といたしましては、労働行政に要する職員給与費が31万7,000円の減額、労政事務費が11万1,000円の増額となっております。労働行政に要する職員給与費の内容につきましては、給与改定に伴う増加額が勤勉手当の引上げ等により18万円、その他の増減額が人事異動等に伴う所要額の変更により49万7,000円の減額となっております。

労政事務費の内容につきましては、市勤労者福祉サービスセンターの職員給与費を市の職員に準じて改定するため、所要額の増額補正を行うものでございます。

労働費につきましては以上でございます。

○**飯田委員長** 次に、第6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費について、吉川農業委員会事務局次長。

○**吉川農業委員会事務局次長** 同じく議案書⑤の20ページ、21ページをお開き願います。

続きまして、農林水産業費でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費につきましては、86万6,000円を減額するものであります。

内訳につきましては、農業委員会に要する職員給与費を141万8,000円減額するものであり、このうち、給与改定に伴う増加額は勤勉手当の引上げ等により67万4,000円、その他の増減額は本年度の人員体制に基づく所要額の変更等により209万2,000円の減額としております。

また、農業委員会に要する会計年度任用職員給与費を55万2,000円増額するものでございます。このうち、給与改定に伴う増加額は給与月額引上げにより2万4,000円、その他の増減額は職員の欠員補充等による任用職員の人数の増員に伴い、52万8,000円の増額としております。

説明は以上です。

○**飯田委員長** 次に、2目農業総務費について、後藤農政課長。

○**後藤農政課長** 続きまして、表の次の欄以降になります。

2目農業総務費につきましては、補正額1,410万5,000円を増額するものでございます。

内容につきましては、農業行政に要する職員給与費について、1,292万7,000円を増額するものであります。このうち、給与改定に伴う増加額は勤勉手当の引上げ等により232万6,000円、その他の増減額は本年度の人員体制に基づく所要額の変更によりまして1,060万1,000円の増額となっております。

農業行政に要する会計年度任用職員給与費につきましては、106万6,000円を増額するものでございます。このうち、給与改定に伴う増額につきましては給与月額引上げにより22万6,000円、その他の増減額は職員の育児休業による任用人数の増員に伴いまして、84万円を増額しております。

農業公社推進経費につきましては、市農業公社補助金を11万2,000円増額するものでございます。

内容につきましては、農業公社の職員給与を市職員に準じて改正するため、所要額を11万2,000円の補正を行うものでございます。

6款農林水産業費の説明は以上でございます。

○**飯田委員長** 次に、第7款商工費、1項商工費、1目商工総務費及び2目商工業振興費について、桧崎商工課長。

○**桧崎商工課長** それでは、続きまして、同じ20、21ページの下段の、7款商工費、1目商工総務費につきましては、商工行政に要する職員給与費を152万5,000円減額するものでございます。

内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が150万6,000円、その他の増減額といたしまして、

人事異動等に伴う人員体制の変更による所要額の変更により303万1,000円の減額となっております。
続きまして、ページを返していただきまして、22, 23ページをお開き願います。

上段の、2目商工業振興費につきましては、商業・駐車場公社経費を4万2,000円増額するものでございます。

内容といたしましては、市商業・駐車場公社の職員給与を市の職員に準じて改定するため、所要額の増額補正を行うものでございます。

商工総務費及び商工業振興費につきましては以上でございます。

○飯田委員長 次に、3目観光費について、小林参事兼観光課長。

○小林産業経済部参事兼観光課長 引き続き、3目観光費でございます。

観光団体助成経費を21万円増額するものでございます。

内容といたしましては、水戸観光コンベンション協会の職員給与を市の職員に準じて改定するため、所要額の増額補正を行うものでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 次に、第9款消防費、1項消防費、1目常備消防費について、大信消防総務課長。

○大信消防総務課長 同じく議案書⑤、26ページ、27ページをお開き願います。

下段の、9款1項1目常備消防費につきましては、消防行政に要する職員給与費を4,949万1,000円増額するものでございます。

内訳につきましては、給与改定に伴う増額が2,289万1,000円、その他の増減額として人事異動等に伴う所要額の変更が2,660万円の増額となっております。

次に、消防行政に要する会計年度任用職員給与費につきまして、132万1,000円増額するものであります。

内訳につきましては、給与改定に伴う増額が6万4,000円、その他の増減額として職員の保健所派遣及び通常退職に伴い、会計年度任用職員2人を任用したため、所要額125万7,000円の補正を行うものであります。

以上でございます。

○飯田委員長 次に、議案第102号 令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第2号）について、執行部より説明願います。

宮田公設地方卸売市場長。

○宮田公設地方卸売市場長 議案書④の21ページをお開き願います。

市議会議案第102号 令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第2号）につきまして、御説明いたします。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万6,000円を追加し、9億9,840万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書⑤、令和4年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

56, 57ページを御覧願います。

初めに、上段の歳入でございますが、4款1項1目繰越金につきましては、職員給与費の増に伴い、40万6,000円を増額するものでございます。

次に、下段の歳出でございますが、1款1項1目市場運営費につきましては、卸売市場運営管理に要する職員給与費を40万6,000円増額するものでございます。そのうち、給与改定に伴う増加額は勤勉手当の引上げ等により42万4,000円、その他の増減額は今年度の人員体制に基づく所要額の変更等により1万8,000円減額としております。

ページを返していただきまして、58ページから61ページに給与費明細書を掲載してございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 以上で、提出議案についての説明は終了しました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、議案第81号 水戸市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 議案第81号についてちょっと確認だけさせていただきたいと思うんですけども、水戸市城南1丁目7番4号からこの元吉田町に移るわけですけども、この土地の広さとか機能とか、移った際に何か違いがあるのかどうか、まず1点聞きたいんですけども。

○飯田委員長 大信消防総務課長。

○大信消防総務課長 今の五十嵐委員の御質問にお答えします。

機能の問題ですけども、今回、位置が変更になるということで、まず、運用の機能としては、管轄の区域は変わらないということで、消防車、救急車の出動体制は変わりません。

敷地に関しては、やはり若干狭いという部分もございまして、交差点の近くにできているということもありまして、出入口の出動の際には十分に注意する必要があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 運用に当たって、基本的な機能は変わっていないんですよね。

あとちょっと、今まであったところはよく分からないんですけども、ほかの北消防署とかいろいろなところを見ると、訓練する場所があるところとないところとあると思うんですけども、今度のほうは狭いけれども、何かありそうなイメージなんですけれども、そういうのは違いはなかったんでしょうかね。

○飯田委員長 大信消防総務課長。

○大信消防総務課長 今の御質問にお答えします。

今の本庁舎の新築している場所の太い道路のほうという表現で正しいかどうか分かりませんが、あちらのほうの道路と本庁舎の新築している道路の間に、こちらの救助の訓練ができるような棟を造ってございます。あちらで訓練が可能な棟を作成させていただいています。

以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

あともう一つは、今ある消防署は水戸市が持っているのか借りているのか、そこが移転した後にどのような計画がされているのかというのをお聞きしたいと思います。

○飯田委員長 大信消防総務課長。

○大信消防総務課長 ただいまの五十嵐委員の質問にお答えします。

南消防署の跡地のお話だと思うんですけども、こちらの利活用を関係各課と現在、協議、検討を進めておりまして、今後の方向性が決まりましたら、何かの機会でのお示しを図りたいというふうに考えています。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ということは、水戸市の土地ですね。借りているというわけではないんですね。

これ場所もいいところなので、最大限有効というふうにですね、速やかに検討していただいて、有効利用を図っていただきたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、議案第81号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第84号 指定管理者の指定について（水戸市五軒町立体駐車場）について、質疑のある方は発言願います。

渡辺委員。

○渡辺委員 この議案第84号について、細かい資料を求めて、本当に提出をいただいてありがとうございます。

この市民会館という、水戸市にとっては一大事業だったわけですね。だったというか、今、まだまだ継続中でありましてけれども、私がこの資料を頂いたということは、個人的に感じているのは、再開発事業として周辺の道路の整備とかその駐車場を含めると、300億円を超えるという大型な再開発でしたよね。

やはり、私の個人的な見解なんですけれども、大変な苦労を重ねてやっとここまでたどり着いたというのが、今日、田尻副市長さんも見えているんですけども、私は共に同じような苦労を分かち合ってきたというふうに感じておるところです。

先ほどの説明でいうと、指定管理者導入の経緯で、住民サービスの維持、向上及び管理経費の縮減が図られるものについて指定管理制度の導入をするというようなことで、これは原則として公募でやるんだ、こういうことになっています。

ただ、私の考えではですね、これだけの大型のものなんで、やっぱり指定管理を公募するに当たっても、こういう大型事業でミスは許されないというような、そういう緊張感を持った公募の仕方もあるのかなと素朴に感じたものですから、この資料請求をしたということなんです。

それで、まずお聞きしたいのは、例えばこの公募に当たってね、例えばただ単なる普通のその辺の駐車場

の公募と違って、これだけの大型駐車場なんですよと。ましてや、水戸で初めてですよ。水戸市のほうがお願いするような、5層6段ですか、そのような大型の駐車場というのは初めてだというようなことを踏まえて、その辺について公募するに当たって、業者さんのほうには、そういう話はしているんですか。それとも、ただ単なる公募だというような要件だけ言って、それで公募したのかな。

その辺のところ、まずお聞かせください。

○飯田委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 ただいまの渡辺委員の御質問にお答えいたします。

こちらの指定管理者の公募に当たりましては、市民会館、それから、芸術館に隣接する駐車場ということで、仕様書の中においてもそういった市民会館でイベントなり、そういったものが開催される際には、人員体制の増員とかそういった充実のほうを仕様書でうたい、隣接地にそういった集客施設があるということを実業者のほうにも周知を図ったところでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 それで、仕様書を見てもね、例えばそういう緊張感とか緊迫感を持って務めてくれとかという項目はないし、ただ単なる仕様書でね、これ。ただ単なる駐車場の管理運営を頼むための仕様書というふうに、私はちょっと受け止めているんですけども。

本当のことを言うとね、やはりこれまで水戸市の行政に協力をしてきてくれたとか、そういうところも加味すべきじゃなかったのかなと。信頼できるということがまず一番大事ですよ、これだけのものを託すわけですから。5層6段という大きなものなんで。

その辺のところはちょっと足りなかったのかなというふうに私は感じているので、やはり今、議案として出てきているので、私は反対するものじゃありませんよ。どの業者も立派だと思います。しかし、そういうことを徹底的に言わないと、事故があつてからじゃ遅いんですよ。その辺のところをしっかりとね、自覚してもらいたいなと思っております。

と同時に、この公募に当たって、例えばお金の件が出ていますよね、予算の縮減が。大分点数が違うんですよ、これね。ジェイエスケイさんが7点で、Aさんが4点、Bさん1点、Cさん0点となっているんですけども、これ契約金額の中で、どれぐらいの差なんですか。

○飯田委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 ただいまの渡辺委員の御質問にお答えいたします。

指定管理料の御質問でございますが、こちら、上限額のほうを先ほどの御説明の中で、7,740万円という上限額を設定いたしまして、その範囲内でこちらの4事業所から提案を受けたというところでございます。

それで、今回、指定管理者の候補者として今提案をさせていただいておりますジェイエスケイにつきましては、約3年間で570万円、上限額から縮減するという提案内容でございました。

一番高いところにつきましては、ほぼ上限額と同額程度の提案ということでありますので、約3年間で570万円近い差があったというところでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 今回のこの契約の金額というのは、ほぼ人件費だと思うんですよ。そういうふうに私は取っているんですけども、あそこに入る警備員の数だと思うんですけども。

例えば、大会があったとき、ないときというのがあると思うんですよ、大きな大会が開催されるとか。通常は1日何人ぐらいの人が張りつくような計画になっているんですか。

○飯田委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 ただいまの渡辺委員の御質問にお答えいたします。

人員の配置体制につきましては、通常時でございますけれども、仕様上では最低1名配置という形であっております。

〔「1名と言ったの、1名だって」と呼ぶ者あり〕

○榎崎商工課長 はい、こちら、平常時でございます。機械式というか、ゲート式で、料金も機械で清算するという形になっておりますので、最低限の人員体制ということで、もちろん、交代とかはありますけれども、こちらのほうは、赤塚駅の北口にも立体駐車場がございますが、こちらと同様の管理体制となつてございます。

イベント時につきましては、さらに1名以上の増員を図るといふような形にしておりまして、今回御提案のありましたジェイエスケイにつきましては、常時2名の係員を配置、それから、イベント時にはさらに追加で配置するといふような配置体制になってございます。

以上でございます。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、ジェイエスケイさんは常時2名配置しますよと。ほかの企業さんは何名という話だったんですか。

○飯田委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 ただいまの人員体制の御質問にお答えいたします。

ほかの提案のありました事業者につきましては、仕様書でうたっている最低1名というところでございます。平常時、施設には1名の体制で配置するといふような御提案でございました。

以上でございます。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 このお金がちょっと合わなくなってくるよね。片っぱは2名だよ、1日。で、片っぱは1名ね。それで、金額が安いんだよね。これ大体人件費だと思うんですよ。

それはいいとしても、ただこれは頭に入れておいて。この5層6段というと、京成デパートさんの駐車場が大体同じなんです。あそこはね、民間ですよ。民間でやっているけれども、各フロアに誘導案内の人が立っています、例えば土日とかは。普通のウィークデーは2階ごとに1人とか、そういう感じなんです。

これはなぜかといったら、安全を確保するためなんです。そうですね、今よく駐車場で車が落ちちゃった、ひいちゃったという話がありますよね。それで、例えばゲートのところにも1人おられます。です

から、あそこの駐車場の中だけで、おそらく土日とか混雑するときには各フロアにいて、おそらく5人から6人は各フロアにいるんですよ。

それ知っていますか、まず。

○飯田委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 渡辺委員の御質問にお答えいたします。

民間の駐車場でそういった事例があることは、私も存じ上げております。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 要はね、それぐらいそういう事故とかに対しての考え方がしっかりしているわけですよ。

皆さん方のこの公募の要件を見ると、簡単に言うんですよ、ただ単に金が安ければいいんだというふうに、そこに持っていったちやうたというような気もしないでもないんですけども。

やはり私はね、例えば開館のときなんかはね、車は何台来るか、誰も読めませんよ。どれぐらいの車が来て、どうなるかというのは、これ、私なんかはむしろ、あの辺がもう車が動けないぐらい埋まっちゃうというぐらいのことを期待しているんですけども、要は、あの駐車場は大混乱になりますよ、初めてで。

と同時に、これを誰がやるのかを聞きたいんですけども、例えば、この出口のところは芸術館の出口と一緒にですよ。そういうところに人員を配置するのか。入り口のところとかに人員を配置するのか。また、周辺の混雑状況を誰が見て、誰が誘導するのか。そういうのはこの契約には入っていないよね。

ということが、今、協同病院さんは非常に駐車場が混みますよ、あそこのスクランブルから入ってくるところ。混むときには必ず協同病院さんの駐車場係の人がスクランブル側のほうに来て、左側に寄ってくださいますか、そういうこともやっています。そういう手だてはどう考えているの。

○飯田委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 ただいまの渡辺委員の御質問にお答えいたします。

駐車場の安全対策の御質問でございますが、こちらにつきましては、確かに新市民会館に来る方々、多数の来場者が見込まれるというところがございます、安全対策といたしましては、まず五軒町立体駐車場の出入口のところにつきましては、左折イン、左折アウトということで、こちらを徹底させていただくとともに、センターポールのほうも設けまして、その出たところから右折で出られないような形にするということを想定しております。

それから、委員御指摘の五軒町地下駐車場、こちらの出入口も近いということで、その辺りのやはり危険性というところも十分にあると思っておりますので、こちら原則は、左折に出るという形にはしているんですけども、実態としては右折で出られている車もあるというところで、そちらの芸術館の地下の駐車場の前面の道路につきましても、五軒町立体駐車場と同様に、センターポールが置けないかというところで、今後、関係機関と協議をしてみたいと考えております。

それから、人員整理の部分に関しましては、これからさらに指定管理者とそのあたりは詰めて、イベント時点のその人員の配置の充実、それから、イベントの主催者側ともそのあたりを協議いたしまして、安全管理のほうを徹底できるような体制のほうを、協議、調整してみたいというふうに考えてございます。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 それじゃ、今のお話だと安全は大丈夫だと、心配すんなということだと思うんですけどもね、私が言っているのは、あの駐車場、今言ったよ、一方通行。ただ、やっても、必ず私は大混乱を起こしますよということを言っているの。10台ぐらい先にいる車が、どこに行くか分かんないから、裏のほうに回っている車は。例えばこの駐車場に入るなら、左に寄ってくれとか、右に寄ってくれとか、そういうきめ細かなことをやっていますよということを自覚していただきたいの。そうなってから、ばたばたクレームがついてからどうのこうのじゃ駄目なのよ。

だから、この指定管理者として配置している人は、車の入り口が分かっているわけだから、入ってくる台数が。もう事前にこうなり、ああなるというのを察知するぐらいの能力を持った人にやってもらわなくちゃならないんですよ。ただ単にね、その入り口に立っててくださいなの、そういうことじゃないということですよ。

それぐらい大事な、私は大きな大型投資をした大事な駐車場だと思っているから。気軽にね、ほかのその辺の駐車場を委託したのと違うんですよ。ましてや、スタート時点で事故があったとか、クレームがばんばん来ちゃったとかということがないように、最低でもしなくちゃならないという、そういう気持ちは持ってもらわないと。私はね、誰も読めないと思う。

昨日の本会議でもいろいろ質問があったでしょう、ああだのこうだのあったけれども、だれも読めないのよ、これがどうなるかが。だから、想定内としてあそこは混雑するとか、混乱するだろうという想定内の問題として取り組んでいただきたい。だから、ただ単なる駐車場の指定管理をしたわけじゃないのよ。それぐらいの自覚を持ってやってもらいたいということ、俺は言いたい。

だから、そういうふうに気持ちを分かってもらったと思うんでね、安心だと言うのも分かりましたよ、絶対大丈夫だと。だから、それはね、あなたのイメージ的なもので大丈夫かもしれないんだけど、俺なんかはあそこに住んでいるものだから、あの辺散歩すると、この道路からね、この信号のすぐ直前のところに入出口が2つも並んでいると。ぼうっとした人が、あそこに警備員なりが立っていたんでは、信号をよく見て赤だの、あれにして、誘導しないとえらいことになりますよということなの。

だから、そういうのも含めてね、周辺の太田街道から入ってくる道路がまた混むかもしれない。そんなときにはどう対応するのとか。この警備のほうの人たちが、駐車場を警備している人、管理している人が、いち早くそういうものを察知しないと。だから、何でそれを言っているかと、協同病院がそうなんですよ。駐車場が混み始めたときから、混んじゃって並んじゃってから出ていったんではもう駄目なの。スクランブルの先まで並んじゃうんですよ。だから、混みそうだなというのを、事前に察知して、その事前の対応が混乱とか混雑とか、そういうものを防ぐということもよく聞いておいてもらいたいんですよ。

やっぱりね、そういう意味ではただの駐車場というイメージじゃないんですよ。あれはエリア全体の中の駐車場だと思っているんで、やはり大事なものだということをしっかり受け止めていただいて、私、反対するものじゃないですよ、この議案に。ただ、安易な形の委託は駄目だということですよ。きちっと、この内容を精査した上で、知っていただいて受けてもらわないと、事故があったら大きな看板に傷ついちゃうよ。

そうでしょうよ、年寄りも来るだろうし、いろんな人が来るから、あそこで何か間違っ、上からぶち抜いて、下に落っこっちゃったの何だのなんて話になったら、えらいことになっちゃうんですよ。せつかく

のオープンが傷ついちゃうんですよ。

それぐらいのことを、だから、1人だの2人だのなんて言っているけれども、民間でさえこれだけの人数を配置しているんですから、安易に考えないでよ。各フロアごとにいるんだよ、京成さんなんかは。本当にそれで丁寧だね、はい、バック、オーライ、オーライまでやってくれるよ。年寄りなんかはみんな、なかなか狭いところから出られないでしょうよ。民間ではそれぐらいやっていてくれて、ましてや、公共的な水戸市がね、これから全国に発信するという話なんだから、それぐらいおもてなし、受入れとしてしっかりしているなというふうなイメージとか印象を与えてもらいたいというふうに思っております。

いずれにしても、私は反対するものじゃありません。ただ、賛成するにしても、そのような意見をちょっとつけないと、このままただ単にいいですよとなった場合、これから先のこういう発注も、緊張感がない、緊迫感がない、ただ単に数字の羅列を見てやればいいんだということになってしまっただけではいけませんよという願いも込めて、私は賛成をしていきたいなと思っております。

以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 何点か、ちょっと2点かな、確認させていただきたいんですけども、今回のこの株式会社ジェイエスケイさんの、これまでの本市における実績等があるのかどうかというのを。

○飯田委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 ただいま、五十嵐委員の指定管理者の実績についての御質問にお答えいたします。

今、候補者としてやらせていただいておりますこの株式会社ジェイエスケイにつきましては、類似の駐車場施設といたしまして、市内に茨城大学、こちらは施設管理も含めた駐車場も含めた管理でございますが、茨城大学、それから、ひたちなか市にあります県の安全中央研修所、こちらのほうも駐車場とあわせて施設管理のほうを、それから、こちら本社は水戸でございますが、東京にも営業所がございまして、東京のほうで駐車場の管理のほうをしているという実績がございます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 本社は水戸にあるんですよね。東京のほうでもやっていると。

今度は逆にですね、これ答えてもらえるかどうかよく分かりませんが、A社、B社、C社が今回応募されたんですけども、このA社、B社、C社さん、どこがどうというのではなくて、どのぐらい水戸市で実績があるかどうかと、ちょっと確認させていただきたい。

○飯田委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 ただいまの、ほかの申請者の実績の御質問でございますが、ほかの3社につきましても、市内での駐車場管理であるとか、市外、市内も含めてですけども、駐車場管理の実績がございます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 当然、あるところが手を挙げたんですよね。

この差が、一番いいところで67点から59点ですから、この差で安全に運営していただけると思うんで、

これ数字ですから、どこでも大丈夫なのかなという。でなかったら、やめてもらうことになっちゃうんですね、今後ね。そういう形じゃなくて、今回は一応経験もあるしベストのところを選んだということで。

ただ、今聞きますと茨大も、私も行ったりして守衛さんに会ったりしますけれども、あとは、ひたちなかはちょっと行っていませんけれども、東京のほうもかなり駐車場は、どうなんだろうかね。少ないのか多いのか分かりませんが。

水戸の、この今まで水戸市が持っている駐車場と、ちょっとかけ離れたところのような感じも受けられるので、そういった意味では初めてのタイプになるのかなと思いますので、そうであっても点数も高いですし、しっかり、今、渡辺委員さんのほうから言われましたように、本当に新市民会館がある大事なところなのでしっかりと安全で、おもてなしも含めてですね、きちんとやっていただければなというふうに要望です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第84号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第91号 水戸市消防本部南消防署移転改築工事請負契約の変更について、質疑のある方は発言願います。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 まず最初にですね、このインフレスライド条項というんですか、これまで本市の公共工事の中でどのくらいあったのかとか、もし分かれば教えていただければと思います。たくさんありますか。

○飯田委員長 大信消防総務課長。

○大信消防総務課長 今の、過去に本市のインフレスライドに関わる工事の状況ですが、申し訳ありませんが、ちょっと分かりません。失礼いたします。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 あったのかもしれないですけども、私もあまり記憶がなかったもので、確認させていただきました。

あともう一つは、この基準日というのは、どういうところからの考え方で、この令和4年4月23日になったのか、ちょっと分からないので教えていただきたい。

○飯田委員長 大信消防総務課長。

○大信消防総務課長 今の五十嵐委員の御質問にお答えします。

先ほどの基準日の設定でございますが、こちら、工事契約約款のほうに定められておまして、請求があった日を基準日としますということで、請求日が、今回のインフレスライドの請求が業者さんからあったのが4月23日ということで、23日にこちらを基準日に確定しているということでございます。

そこで、残工事が2か月以上あるかどうかというのを確認をして、スライド額を算出しているというところで、基準日はそのような状況で確認をするということで、工事約款のほうに示されております。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 それはその基準日の日にちを認められるのが、残工期が2か月以上ないときは駄目なんです

ね。

それで、今回、2番ですけれども、条項の適用となるのは、具体的には資材なのか労務なのか、分からないのでちょっと教えてもらいたいですけれども。

○飯田委員長 大信消防総務課長。

○大信消防総務課長 こちらのインフレスライド条項の適用になるものは、単価資材、労務単価、機械賃料ということでございまして、基準日時点の価格変動あるもの全てが対象となります。

例えば鉄骨、これが4月23日の時点で13.7%増、金属が5.9%、あとは、内装、外装ですね、こちらが2.1%増、コンクリートが1.1%増ということでございまして、あと、機械賃料等に関しては、機械のリース料ですね、タワークレーンとかはなくなりましたけれども、ちょっと小さな機械のリース料、手間とかそういうのがあるみたいなんですけれども、情報としては、適用になるものはそこまでが適用ということでございまして、業者さんが事前に買い込んでおいた鉄筋とか部材とか、そういうようなものに関しては、精査をして、当然それはもうできているものですよということで、インフレスライドの対象にはなりません。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 その参考資料の中で契約金額、これが452万2,100円が増額するという出でいますね。それで、今、12月ですから、これ工期末2月28日、まだちょっと先もありますけれども、このあたりも加味しても大丈夫なんですか。それとも、また、期間が過ぎると増えるのか、その辺の確認です。

○飯田委員長 大信消防総務課長。

○大信消防総務課長 ただいまの五十嵐委員のことにお答えします。

工期が延長しているというお話も先ほどさせていただいたんですけれども、それもスライド額のほうに反映しているのかということでもよろしいでしょうか。

こちらの基準日である4月23日の時点で残っている工事について、4月23日の単価で金額を全て入れ替えて、積算、算出しております。工期が伸びても、例えば工事が7月頃までに増えても、スライド額に反映することはありません。受注者、業者がですね、故意、過失によって生じた遅れに関しては、もう既に終わっている工事というふうにみなされまして、出来高部分にも含まれるということでございまして、スライドに反映する残工事には反映しないということでございます。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 今、五十嵐委員さんのお話で分かったんですけれども、部材が上がったというようなことで、きっとそれは手当て等で工期が伸びたということだと思えますけれども、当初は11月22日に受渡し、引渡しだったわけですね。そうすると、もう事前に移転をする、引っ越しをするような準備とか、これただ単に一般のうちの引っ越しをするわけじゃないわけですから、事前に大変な計画を立てたりね、例えば消防とかそういうものに、消防活動等に支障を来さないような計画を立てていると思えますけれども、これ、3か月ぐらい遅れるのかな。ですから、その辺のところは、大丈夫なんですか。不都合は起きたりはしませ

んか。

要は、大事なのはやっぱり当初の計画に沿って、様々なことが準備されてきているというふうに判断するんですけども、その辺のところはどうなっているのか。その辺ちょっとお聞かせください。

○飯田委員長 大信消防総務課長。

○大信消防総務課長 ただいまの渡辺委員の御質問にお答えします。

工期は98日間ということで、コロナウイルス関連で工期が遅れると。また、部材等が上がりまして、受注者側の業者さんのほうも若干工期が遅れるというふうな要因がございますけれども、現在、マスター工程どおり進んでおりまして、工事全体として90%完了しておるといふ報告を受けております。

外構は約60%が完了しておるといふことなので、当初と変わらず、来年度3月の運用開始を目指して、現在、進捗管理のほうをさせていただいております。

以上です。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 これはやっぱり当初の予算からこの増額というのは、こういうコロナとかそれによって燃料代の高騰とか、いろいろあるんですけども、本来これが日常的というんじゃないんですけども、結構多いんですよ、当初の予算から増額がですね。やれ、穴掘ったら中から変なものが出てきたんで、また増額するとかというのがあるんで、そういうものに慣れないようにしなくちゃいけないのかなと。

やはり、例えば当初の積算が、上がりそうぞととかいうのも踏まえて、やっぱり入札してもらおうとか、そういう方法論もいろいろあるかと思えますんで、今後ね、例えば当初の計画が、こういう引っ越しがちょっと延びたんで、いろんなところで不都合が出たとか金がかかっちゃったとか、そういうことがないように、ぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、議案第91号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第1表中歳出中第6款（農林水産業費）中産業消防委員会所管分及び第9款（消防費）並びに第2表債務負担行為補正中産業消防委員会所管分について、質疑のある方は発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、議案第95号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第96号 令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）について、質疑のある方は発言願います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、議案第96号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第97号 令和4年度水戸市駐車場事業会計補正予算（第1号）について、質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第97号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中別表中歳出中第5款（労働費）、第6款（農林水産業費）中産業消防委員会所管分、第7款（商工費）及び第9款（消防費）について、質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第100号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第102号 令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第2号）について、質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第102号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で、提出議案についての質疑は全て終了しました。

それでは、本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は、午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の産業消防委員会を散会します。

午前11時14分 散会